

法 令 等 名	質屋営業法
根 拠 条 項	第25条第 2 項
処 分 の 概 要	質屋の許可の取消し、質屋営業の停止命令
原権者（委任先）	大阪府公安委員会
法 令 等 の 定 め	
処 分 基 準	別紙のとおり。
問 い 合 わ せ 先	生活安全部保安課営業第二係 (電話 0 6 - 6 9 4 3 - 1 2 3 4 内線 3 1 7 9 1)
備 考	